

CSR情報の比較可能性に関する考察
－阻害要因とその解消に向けて－（中間報告）

平成22年 7 月 22日

日本公認会計士協会

目 次

はじめに	1
1. CSR情報を比較する意義と考慮すべき事項	2
(1) CSR情報を比較する意義	2
(2) 考慮すべき事項	4
2. 比較可能性の阻害要因（開示項目）	5
(1) 問題の所在	5
(2) 事例	7
(3) 問題点の改善に向けて	10
3. 比較可能性の阻害要因（開示範囲）	11
(1) 問題の所在	11
(2) ガイドラインの開示範囲	14
(3) 事例	17
(4) 問題点の改善に向けて	18
4. 比較可能性の阻害要因（算定方法）	19
(1) 問題の所在	19
(2) 事例	19
(3) 問題点の改善に向けて	26
5. 比較可能性の阻害要因（開示方法）	27
(1) 問題の所在	27
(2) 事例	27
6. 比較に当たっての留意事項	32
(1) CSR情報の総合評価の困難性	32
(2) 法令の制定・改正による影響	34
(3) 適切な背景情報の理解	34
(4) 適切なベンチマークの開示	35
(5) CSR情報の信頼性確保	36
(6) 比較可能性の限界	37
おわりに	38

はじめに

日本公認会計士協会が、環境会計や環境監査といった環境関連のテーマから検討範囲を拡大し、CSR（Corporate Social Responsibility；企業の社会的責任）を考察対象として取り扱った最初の調査研究に、経営研究調査会研究報告第26号「CSRマネジメント及び情報開示並びに保証業務の基本的な考え方について」（平成17年7月20日）がある。その公表から5年を経過した現在、我が国におけるCSR関連の活動や報告に関する実務は、当時と比較して目覚ましく進展した。近年では気候変動リスクに関する情報に大きな関心が寄せられており、開示されたCSR情報が企業間比較を目的として取り上げられることも珍しいことではない。

しかし、比較対象とされるCSR情報、特に定量情報は、その生成過程を考慮することなく、あたかも財務情報と同様に比較可能性があるかのような前提で取り扱われることがほとんどである。

CSR関連業務に携わる公認会計士から見ると、CSR報告書の作成支援業務やその保証業務等の実務経験を通じて、報告主体がCSR情報をどのように生成し、どのように開示しているのかについて一定の知見を得ており、こうした知見を踏まえるときに、CSR報告における情報を比較する場合において、利用者の期待に応える程度に十分な水準にあるのかどうかについて、疑問を持たざるを得ない場合がある。

そこで本研究報告では、CSR情報が比較可能であることの意義を考察するとともに、比較可能性を阻害する構造的な要因を現状分析し、それらを解消に向けた検討を行う。とはいえ、CSR情報の比較可能性に関しては多くの論点や課題が存在しており、本研究報告において、そのすべてを取り扱っているものではない。したがって、本研究報告は、それらに関する継続的な検討の端緒として位置付けられるものとして作成したことに留意されたい。本研究報告における検討の成果が、CSR報告の作成者及び利用者にとって、情報の比較可能性を高めるための一助となることを期待する。

本研究報告の利用に当たって

本研究報告にて取り上げている事例は、公表されている各企業のCSR報告書等を利用している。背景となる業界の特殊性等をイメージし易くするために、また公表している情報を一部引用していることから出典を明示する必要があるために、社名はいずれも実名で取り扱っている。

1. CSR情報を比較する意義と考慮すべき事項

(1) CSR情報を比較する意義

我が国で初めて環境報告書が作成されてから20年近い歳月が流れた。環境省が毎年実施する「環境にやさしい企業行動調査」によれば、2008年実績で、国内では1,160社もの企業が環境報告書あるいはCSR報告書を発行しており、その数は全体として増加傾向にある¹。企業が発行するこれらの報告書はすべて任意に作成・開示されているので、これだけの数の企業が自主的に発行していること自体が高く評価されるべきであろう。

報告の内容や形式については、国内外に有力なガイドラインが存在するものの、特に規制として定められたものがないために、各社それぞれに工夫を重ねて年々充実の度を増しているのが現状である。その結果、開示内容と形式は著しく多様化しており、CSRに関する各社の考え方や取組みの多様性とも相まって、CSR情報の比較分析を困難にしている。

CSR報告書には、企業が説明責任を果たすために客観的で比較可能な情報の掲載が求められており、そこで開示される情報は、企業を相対評価するに足るものでなければならない。しかし、CSR報告書の作成・開示に関してはいまだに社会的に合意された一般的な基準がない。その理由として考えられるのは、CSR報告書が多様なステークホルダーを利用者として想定しており、情報自体が多種多様で業種業態によって開示すべき情報内容が異なるために、統一的で最適な基準やフォーマットを見出すことが困難なことである。

しかし、環境報告書やCSR報告書が作成され始めた背景には、従来の財務報告では十分に考慮されなかった環境問題のような事象が社会的に大きな課題となり、CSR報告に財務報告の果たせない機能を果たさせる意図があって、こうした情報開示が求められるようになったという経緯がある。その意図は紛れもなく、CSRのような非財務的側面を考慮した上で、企業を適正に評価し、その結果を企業行動に反映させることにある。その目的を達成するために、CSR情報、特に定量的情報は、一定水準の信頼性を具備していなければならない、比較可能であることが求められている。

CSR情報が比較可能であることによって得られる社会的な効用には、次のようなものが考えられる。

① CSRへの取組みに関する競争の促進

- ・ 信頼性あるCSR情報を比較することによって、客観的な企業評価が可能となり、CSRへの取組みを向上させることができる。
- ・ 環境、品質及び製品安全等、CSRの主たる要素に関する各企業の取組みのレ

¹ 環境省『環境にやさしい企業行動調査結果（平成20年度における取組に関する調査結果）【詳細版】』、2009年12月

ベルアップは、事業活動の効率性や信頼性を向上させ、中長期的には国際競争力の源泉となる可能性が高い。

② 合理的な政策の立案

- ・ CSR情報の業界間比較を行うことによって、課題ごとに影響の大きな業界に対して重点的な政策を配置できる。場合によっては、産業構造の転換を促すことにもつながる。
- ・ 類似した機能を持つ製品・サービスあるいは業界を環境配慮等のCSR面で比較することにより、持続可能な消費・生産政策にとって望ましい製品・サービスあるいは業界の普及促進が図られる。
- ・ 税制や補助金政策の立案に当たって、どの業界あるいは製品・サービスを課税若しくは補助の対象とするのかを客観的に判断できる。
- ・ 比較可能なCSR情報を基礎として国際的に共通のフレームワークを構築することにより、各国間の比較優位性の見える化を図ることができる。例えば、それによって各国の環境対策の優劣が明らかになり、国際的に優れた環境対策が広がっていく効果がある。

③ 各ステークホルダーの意思決定の判断材料

- ・ 投資家・債権者は、財務的影響（短期・中長期）のある項目を比較することで、より合理的な投融資の意思決定ができる。
- ・ 従業員は、自社の環境配慮等CSRに関する状況を他社比較することで、CSRに関する意識変革を図ることができる。その結果、業務を通じたCSR配慮の実践によって、企業のリスク低減が可能になる。
- ・ 学生等が就業先を選定する際に、比較可能なCSRデータがあれば、それらによってCSRに配慮する企業を選定できる。
- ・ 環境配慮的な消費者は、比較可能な環境データに基づいて、製品・サービスの購入に際して適切で客観的な選択ができる。
- ・ 企業の取引先選定やグリーン購入に当たって、その環境配慮性を公平かつ客観的に判断できる。

④ 各業界での役立ち

- ・ 業界内での環境等CSR配慮性に関する競争を促進することによって、結果的に業界全体の競争力の向上が期待できる。
- ・ 製品・サービスの環境側面や社会的課題を客観的に把握分析することによって、業界としての課題を認識し、事業におけるリスクを業界単位で低減できる。

⑤ 個別企業内での役立ち

- ・ 自社のCSR活動について、時系列でその効果を把握分析することにより、効果的な取組み促進が可能になる。
- ・ 同業他社の動向を客観的に把握し、自社のポジションを確認することによって、今後の取組みの重点を識別できる。
- ・ 自社製品の環境性能を客観的に把握し、今後の事業展開の判断資料にできる。

(2) 考慮すべき事項

CSR情報を比較することの意味は、当該CSR情報を作成する際の基本的要件を統一してデータとしての形式的な比較可能性を確保しつつ、その上でそれらが相対的に持つ意味を評価することに他ならない。当然のことながら、比較のために、基本的要件の統一は最低限必要である。しかし、CSR情報の相対的な意味を評価する際に、次のような固有の制約があることも事実である。

まず、異業種間で企業比較を行う場合、業界同士を比較する場合は別として、個別のCSR情報を単純に比較・評価することは困難である。それは業種業態によって、生産活動の有無、立地、海外展開の有無等、事業の前提条件が著しく異なり、比較するには、そうした前提条件を示すような情報を勘案しなければならない場合が多いからである。また、同業種間で企業比較する場合でも、外注比率や多角化の度合いが大きく異なるケースでは、これらの情報を考慮する必要がある。

情報の種類によっては考慮すべき事項が異なる場合もある。環境情報のようにパフォーマンスが物理的に示されるものであっても、例えば、汚泥脱水のように外注するか否かで産業廃棄物排出量とエネルギー使用量がトレード・オフ関係になるものは、単純に比較できないこともある。

一方、CSR情報の中には、事故件数など物理的な大小で比較できるものもある反面、例えば、従業員の男女雇用比率や年齢構成などのように、事業の実態や経営の考え方がいかにによって単純な大小の比較を許さない情報も少なくない。こうした情報の比較に当たっては、比較の前提条件や比較評価する際の価値基準を明示することが必要になる。

以上のように制約の存在を認識しつつ、本研究報告においては、CSR情報のデータとしての形式的な比較可能性を確保する際に最低限必要となるであろう基本的な観点として、次の四つを識別した。

- ① 開示項目
- ② 開示範囲
- ③ 算定方法
- ④ 開示方法

比較するCSR情報の間でこれらの内容が異なる場合は、CSR情報の持つ相対的な意味を評価・分析する以前の問題として、数値を形式的に単純比較することすらでき

ない。以下では、これらの四つの観点について、CSR報告で先進性の高い電気機器業界から売上高上位10社を抽出し、その開示情報を分析して、CSR情報の比較可能性を阻害する構造的な要因を明らかにするとともに、それらを解消するための方策についても考察する。なお、この分析及び考察は、優劣の比較を意図したものではない。

CSR情報を比較するのには多くの困難を伴う。しかし、CSR情報が各報告主体固有のものとして扱われるのであれば、社会的にみて情報の有用性は極めて限られたものとなり、結果的にCSR報告に投じられている経営資源が有効に生かされない結果を招く。CSR情報の有用性を高めるために、その比較可能性の向上はCSR報告の発展プロセスの中において最優先に取り組むべき大きな課題である。

2. 比較可能性の阻害要因（開示項目）

(1) 問題の所在

CSR情報の比較可能性を阻害する最初の要因は開示項目の不統一である。この場合の「不統一」とは、開示情報の量や質のすべての次元における内容不一致を含んでおり、単に開示項目の種類が異なることだけを意味するものではない。同じ開示項目でも、データ量や開示品質に著しい差異があれば、情報内容のレベルで開示項目間の比較可能性は阻害される。

CSR報告書は、ごく一部の例外²を除いて任意の開示書類であり、理論的にも実務的にもいまだ進化の途上にあって、社会的に合意された作成基準は確立されていない。また、CSR報告書の開示内容は財務諸表と比較して著しく広範囲に及んでおり、企業ごとに抱えるCSR課題も異なることから、開示項目に不統一が見られるのはほとんど不可避な出来事である。

こうした事態に歯止めをかけ、CSR報告書に比較可能性を付与するために、現在ではいくつかの有力な報告ガイドラインが策定されている。例えば、国際的なベンチマークになっているグローバル・リポーティング・イニシアチブ（GRI）の「サステナビリティ・リポーティング・ガイドライン」³（以下「GRIガイドライン」という。）や我が国環境省による「環境報告ガイドライン～持続可能な社会をめざして～（2007年版）」（以下「環境省ガイドライン」という。）である。しかし、それにもかかわらず、開示項目の不統一は依然として存在する。

① ガイドライン・アプローチの限界

開示項目の不統一が存在する原因は、「ガイドライン・アプローチ」という考

² スウェーデンは2008年1月1日以降に開始する事業年度から国有会社に対してCSR報告の作成を義務付けており、デンマークでは2009年1月1日に開始する事業年度から大規模会社、国有会社、投資会社に対してCSR情報の開示を義務付けた。また、ノルウェーもデンマーク型の開示規制を計画している。環境報告書に関しては、デンマークが1996年から規制している。

³ GRI, Sustainability Reporting Guidelines, 19 September 2006

え方自体にある。ガイドラインは、実務を遂行するに当たって参照すべき指針ではあるが、正確かつ網羅的に準拠すべき基準ではない。その結果、ガイドラインは、これを参照する実務の品質を一定の範囲に収斂させる効果はあるものの、必ずしも各開示項目を標準化する拘束力をもたない。したがって、たとえガイドラインを参照したとしても、任意で作成・開示するCSR報告書では元々開示項目が完全に標準化される仕組みにはなっていないのである。

また、現行の報告ガイドラインはいずれも「原則アプローチ」に基づいて設計されている。原則アプローチとは、開示項目の決定に当たって考慮すべき諸原則が示され、それらの原則に従って、報告主体が開示項目を自己の状況に合わせて主体的に選択するという考え方である。もちろん、一般的な企業環境に適合する標準的な開示項目のセットが用意されることはある。しかし、それはあくまでも単なるモデル事例であって、すべての状況に適用すべき標準的のテンプレートではない。

GRI ガイドラインの枠組みでは、「報告書がGRIに基づく（report is GRI-based）」ことを示すために、第三者やGRIから認証を受けることができる。

「適用レベル・システム」と呼ばれる仕組みである。しかし、これも報告書がGRIガイドラインに完全準拠していることを証明する行為ではなく、報告書の継続的な向上を促進するために設けられた一種の奨励システムにすぎない。

適用レベル・システムは、参照するガイドラインの適用や範囲の程度に応じて、報告書を上級（Aレベル）、中級（Bレベル）、初級（Cレベル）に分けて認定する。報告書が外部保証を受けていれば、これらのレベルに「プラス（+）」が付記されるため、合計六つのレベルが存在することになる。

しかし、適用レベル・システムでは、BレベルやCレベルの場合、報告書に一定数のパフォーマンス指標を開示するよう求めるだけで、開示すべき個別指標を特定するわけではない。また、最上級のAレベルでも、ガイドラインのすべての中核指標に対応することを基本的な認証要件とするものの、後述の重要性原則（マテリアリティ）の考慮を求めるために、中核指標の省略やそれ以外の指標を追加する余地が残されて、同じAレベルの報告書であっても、必ずしも開示項目が完全に一致するとは限らないのである。

② 重要性判断

原則アプローチにおける開示項目の決定原則は、「重要性原則」と呼ばれている。これは、元々、財務会計において金額や科目の影響度が乏しい項目に対して簡便な会計処理方法の適用を認めるためや、監査実務において虚偽記載や重要事項を判断するために使われていた考え方である。しかし、CSR報告のガイドラインでは、これを開示項目の決定原則として用いている。そのために、重要性（materiality）の英語表記を使って、「マテリアリティ」と別称して区別する場

合も多い。

GRIガイドラインの重要性原則は、報告主体がステークホルダーの意思決定有用性と社会の持続可能性を総合的に勘案して、報告書の開示項目を決定するよう求めている。環境省ガイドラインも基本的には同じ考え方である。その意味で、重要性原則は報告主体の主体的な行動原則である。そのために、報告主体が重要性原則を適用したか否か、また適用したとすれば、どのような重要性判断を行ったかによって、開示項目間の比較可能性の持つ意味が変わることがある。もちろん、重要性判断が行われていない場合は、報告主体がどのように開示事項を決定したのかを情報利用者は知るよしもなく、開示項目の決定プロセスは完全にブラックボックス化する。

しかし、同じような状況に対して重要性原則が適用される場合でも、選択される開示項目が異なる可能性を否定できない。重要性判断は報告主体の主観的行為なので、財務報告における会計方針の開示とは異なって、重要性判断が行われていてもすべてのケースで比較可能性が担保されるとは限らないからである。

例えば、報告主体が妥当な重要性判断を行った結果、外部の報告書利用者には同じように見える事業環境でも、開示項目の選択結果が変わる場合がある。また、比較する報告書のどちらかの報告主体が妥当な重要性判断を行わなかったために、本来は比較可能性を確保できたにもかかわらず、適切な開示項目の構成にならなかった場合もある。しかし、いずれの場合であっても、重要性判断のプロセス（開示項目の決定プロセス）が明瞭に開示されない限り、情報利用者はその違いを識別できない。もし、このプロセスが開示されて、判断結果が妥当であると合理的に理解できるのであれば、開示項目に不統一があっても、そのままであることが正しい。この場合、形式的な比較可能性を排除しないと、実質的な比較可能性を確保できないからである。

このように重要性は極めて幅のある概念である。よって、その適用によって、必ずしも同一の事業環境に同一の開示項目が選択されることを保証しないし、現行の開示実務では重要性判断の妥当性すら判断できない場合がほとんどである。つまり、ガイドライン・アプローチでは、開示項目の比較可能性が確保されにくい構造になっているのである。

(2) 事例

ガイドライン・アプローチの下で開示項目の比較可能性を確保するためには、1) 開示項目の決定に当たって重要性原則が適用され、2) その決定プロセスが情報利用者に理解できるように可視化されており、3) 報告主体の重要性判断の妥当性を情報利用者が合理的に判断できる必要がある。

しかし、多くの事例において、重要性原則が適用されたか否かは開示されておらず、開示される場合でも開示項目の決定プロセスが可視化されているケースはほと

んどない。そのため、開示項目の不統一が妥当な重要性判断の結果か否かわからない。よって、開示項目に様々な次元での不統一が観察されたとしても、そのいずれもが比較可能性のないケースとして判断されることになる。

図表2-1は、本研究報告で検討事例とした電気機器10社の環境報告書又はCSR報告書について、開示項目の選択基準とCO2排出量関連の情報開示状況を比較したものである。CO2排出量関連の情報開示状況を取り上げたのは、電気機器産業の事業活動にとってリスク面でもチャンス面でも極めて重要性が高く、比較可能性の程度を評価するベンチマークとして適格と考えたからである。

開示項目の選択基準については、次の3点を比較している。

- ① 参照ガイドラインの記述はあるか（参照ガイドライン）
- ② 開示項目の決定に際して重要性原則を適用しているか（重要性判断—適用）
- ③ 重要性原則を適用する場合、開示項目の決定プロセスを合理的に説明しているか（重要性判断—プロセス）

また、CO2排出量関連情報については、次の5点を比較している。

- ① データが何年間連続で表記されているか（連年表記）
- ② データの基準年はいつか（基準年）
- ③ 原単位ベースでのデータ開示が行われているか（原単位）
- ④ 削減目標値の達成年はいつか（目標値）
- ⑤ どのようなスコープ3情報が開示されているか（scope 3）

「参照ガイドライン」はGRIガイドラインと環境省ガイドラインに分けられており、それぞれ開示されている場合は「○」が、開示されていない場合は「×」が記入されている。また、開示項目の決定に際して重要性原則を適用している場合は、重要性判断の項の「適用」欄に「○」が記入されており、適用がない場合は「×」になっている。「プロセス」欄では、重要性原則の適用がある場合で、開示項目の決定プロセスが合理的に説明されている事例に「○」が、そうでない事例に「×」が記入されている。「—」のある事例は、重要性判断が適用されていないので、開示項目の合理的な説明の有無について調べる必要のないものである。「基準年」、「原単位」、「目標値」、「scope 3」欄の「×」はそれぞれ該当項目が開示されていない事例であることを意味している。

これらを見ると、参照ガイドラインが明確に記載されていない事例⁴があり、重要性判断が行われている事例は4件しかないことがわかる。また、それら4件の中でも、開示項目の決定プロセスについて言及する事例は、わずか1件に過ぎない。つまり、開示項目がどのようにして決定されたかがほとんどわからないのである。

⁴ GRIガイドラインと環境省ガイドラインの対照表は開示されているが、報告書中に自社ガイドラインの整備に関する記述もあり、何が参照ガイドラインなのかについて明確な記述は見られなかった。

図表 2－1 開示項目の選択基準と「CO2排出量」情報の比較可能性

会社／開示媒体	地域	開示項目の選択基準				CO2排出量				
		参照ガイドライン		重要性判断		連年表記	基準年	原単位	目標値	scope3
		GRI	環境省	適用	プロセス					
日立／日立グループ環境報告書2009	国内	○	○	×	－	2年	1990年	×	2010年	×
	海外地域別						2003年	基準年度比		
パナソニック／eco ideas Report2009	グローバル	○	○	×	－	4年	2000年	基準年度比	2009年	製品使用
ソニー／CSRレポート2009 (WEB)	グローバル地域別	○	○	○	×	4年	2000年	×	2010年	製品使用 製品輸送 社員出張
東芝／東芝グループ環境レポート2009	グローバル	○	○	×	－	5年	×	×	2009年2012年	製品輸送
富士通／富士通グループ社会・環境報告書2009	国内	○	○	○	×	9年	1990年	×	2010年	原材料 物流・販売 製品使用
	グループ							○		
NEC／環境アニュアルレポート2009 (WEB)	グローバル	×	×	×	－	9年	1990年	○	2010年	資材調達 物流 製品使用 リサイクル
キヤノン／Canon Sustainability Report 2009	グローバル	○	○	○	○	1年	×	×	×	LC別比率
三菱電機／環境報告2009(WEB)	単体						1990年	○		製品使用
	国内	○	○	×	－	5年	2000年		2011年2020年	
	海外						2005年	×		×
デンソー／CSR Report 2009	グローバル	○	○	○	×	5年	1990年	○	2010年	物流
シャープ／シャープ環境・社会報告書2009	グループ	○	○	×	－	5年	×	○	2009年2012年	製品使用

報告年度のCO2排出量は全10事例で記載されており、形式的な比較可能性は確保されている。しかし、CO2排出量は数値そのものが単独で意味を持つわけではなく、企業規模や操業度、又は注力する製品ラインナップの変化によって、情報の持つ意味が変わる。よって、時系列的比較、原単位比較、基準年・目標値との比較で排出量動向を読み取ることは、情報利用者にとって適切な意思決定情報を得るために重要な作業になる。また、気候変動規制が強化されるにつれて、家電製品の使用段階における排出量情報は重要な投資情報になりつつある。

ところが、図表 2－1 のデータを見る限り、これらの情報要素がトータルで一致する事例は1件も存在しない。また、開示項目の決定プロセスが説明された唯一の

ケースでも、CO2排出量関連の情報量が10事例の中で一番少なくなければならない必然性（重要性判断の結果として単年度のCO2排出量しか開示しないことになる論理的な理由）について、合理的な説明は見られなかった。つまり、単年度のCO2排出量が開示されているという以外、上記10事例において、開示項目における情報の比較可能性が十分に確保される開示状況にはなっていないのである。こうした状況下では、ある程度の形式要件の違いは無視して、データを概算値の比較として考える以外はない。

(3) 問題点の改善に向けて

しかし、ガイドライン・アプローチの制約下でも、図表2-1の事例における比較可能性の欠如を若干は改善する手段がある。

例えば、ガイドラインにおける開示項目の標準化である。それは、産業部門や更に細分化された業種区分ごとに標準的なKPI（主要業績評価指標）を設定して、その具体的な開示情報がある程度特定してしまう方法である。ちなみに、産業部門におけるKPIの標準化事例には英国環境食料農林省（DEFRA）の環境KPIガイドライン⁵があり、68業種における持続可能性情報のKPIを標準化した研究にドイツ環境省が作成を外注したSD-KPI基準⁶がある。また、各KPIの開示に必要な情報要素を総合的・具体的に例示したガイドラインに英国会計基準委員会（ASB）のOFR報告意見書⁷がある。これらは、いずれも一定の標準化を志向するガイドライン事例である。

また、開示項目の決定に関して、ガイドラインを参照して重要性判断を行ったことを明示することも一つの方法であろう。例えばガイドライン対照表の作成である。

特定項目が開示されていない場合、それが報告主体にとって該当しない項目であるのか、重要性判断の結果として開示されなかったのか、又は、報告主体が正当な理由もなく恣意的に割愛したのかは、情報利用者にとって判別が困難である。しかし、ガイドライン対照表が適切に作成・開示されていれば、その非開示がどのケースに該当するのか、ある程度見当はつく。もちろん、ガイドライン対照表には、特定項目の開示の有無を報告主体が自ら確認するだけの機能しかなく、情報内容の多寡や精粗までは説明しない。

いずれにしても、ガイドラインの標準的開示項目が開示されない場合は、その事実と理由が開示されなければならない。これは、「開示又は説明原則（disclose or explain principle）」の適用である。一般に欧州の報告ガイドラインには、この原則が組み込まれていることが多く、それが比較可能性を確保する上で、ガイドライン・アプローチの実効性を高めている。

⁵ DEFRA & TRUCOST, Environmental Key Performance Indicators: Reporting Guidelines for UK Business, Queen's Printer and Controller 2006

⁶ Axel Hesse, SD-KPI Standard 2010-2014, Münster, Germany 2010

⁷ ASB, Reporting Statement: Operating and Financial Review, The Accounting Standards Board Limited 2006

3. 比較可能性の阻害要因（開示範囲）

(1) 問題の所在

開示範囲とはCSR報告書で開示する情報が生成される場所の範囲であり、その境界（バウンダリー）を報告書中に明示することで、情報利用者にCSR報告書が取り扱う情報の空間的な規模を伝える役割を果たしている。

開示範囲を特定する場合は情報が生成された組織の実質的な範囲を網羅するのが一般的である。これは、「組織のバウンダリー」と呼ばれる境界が内包する範囲であり、通常は法的・形式的な組織としての報告主体単体ではなく、経済的・実質的な組織範囲全体をカバーするために、財務会計で連結財務諸表を作成する際の連結範囲を準用して決定される。

しかし、社会が企業に求める管理責任及び情報開示の範囲は拡大する傾向にある。社会の要請に応じて企業が環境負荷低減に取り組んでいくためには、自社組織や自社生産の範囲にとどまらず、報告主体の事業活動に関わるサプライヤーや消費者等を含むライフサイクル全体を管理する方がより効果的だからである。

リスク・マネジメントの観点からも、管理責任の範囲をサプライチェーンの上流・下流に広げることで、環境負荷が自社の経営リスクとなる事態を回避することができる。また、環境対策を新しいビジネスチャンスと捉える戦略的な対応が企業価値の向上につながるケースもあり、投資家サイドからもこのような情報に対する開示要請が高まっている。

その典型的な事例が、CDP（Carbon Disclosure Project）⁸の温室効果ガス（GHG）排出量に関するスコープ3情報である。スコープ3とは、自社燃焼の化石燃料から発生する直接的なGHG排出量（スコープ1）や購入電力等のエネルギー製造による間接的なGHG排出量（スコープ2）ではなく、事業活動の結果としてサプライチェーンで消費されるエネルギーによる間接的なGHG排出量を意味する情報区分である。

CDP調査が開始された2003年当時は、質問票にスコープ概念が見られなかったが、CDP 5（2006年）以降は明確にスコープ区分が特定されるようになり、スコープ3情報の開示が推奨されるようになった。また、当時は原則として任意開示であったスコープ3情報も、CDP 7（2009年）からは標準開示項目として取り扱われるようになった。

CDPでは、2010年から水資源情報の調査開示プロジェクトとして、WDP（Water Disclosure Project）⁹を開始しているが、この調査においても開示を求める水資源情報の範囲はスコープ3にまで及んでいる。

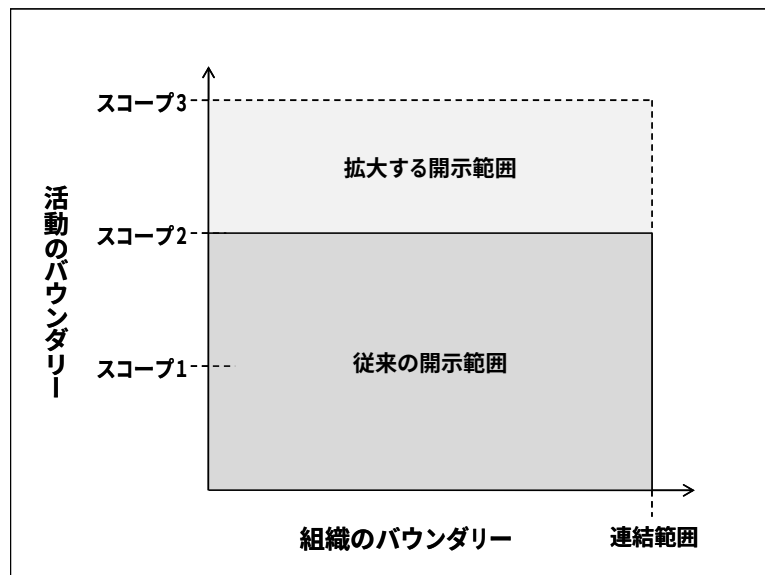
スコープ概念のような開示範囲は、報告主体の組織のバウンダリーとは独立して存在し、報告主体の事業活動の結果として環境負荷が発生する範囲を包含するので、その境界を「活動の（operational）バウンダリー」と呼んで区別している。近年

⁸ <https://www.cdproject.net/en-US/Pages/HomePage.aspx>

⁹ <https://www.cdproject.net/en-US/Programmes/Pages/cdp-water-disclosure.aspx>

はGHG排出量にとどまらず、組織のバウンダリーを超えて、活動のバウンダリーまで含めた開示範囲で環境負荷の実態を捉えようという傾向が強くなっている（図表3－1）。したがって、CSR報告書に開示範囲を記載する場合は、組織のバウンダリーと活動のバウンダリーを特定しなければならない。

図表3－1 開示範囲を決める二つの境界



しかし、従来から存在する組織のバウンダリーについても、比較可能な開示事例を見つけるのは容易でない。なぜなら、定量的な環境負荷データの場合、比較に必要な形式要件が開示されていないため、あるいは、開示されていてもその要件が異なるために、比較できないことが多いからである。

いずれにしても組織のバウンダリーは明示されていなければならない。それが無い場合は、そもそも比較することに意味があるのかどうかさえわからない。

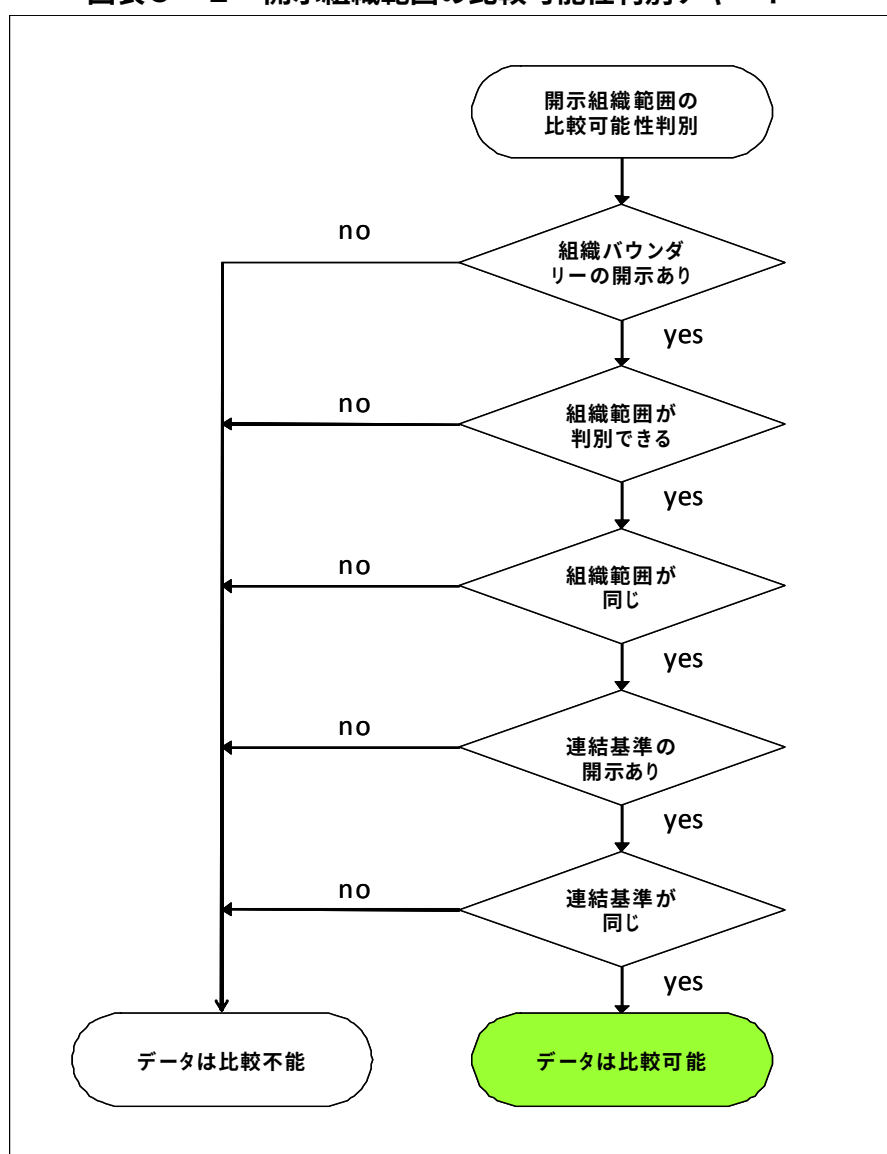
また、組織のバウンダリーが明示されていても、その情報からバウンダリーが内包する組織の範囲が判別できなければならない。「報告主体＋国内6社」といった開示範囲の書き方は、連結範囲を基準とした相対的な規模が示されなければ、それが連結範囲に一致するのか否か、実質的に一つの組織である企業集団の中でどの程度の大きさに相当する部分なのかわからない。

これらの条件が満たされて、比較するデータの組織範囲が同一であると確認できたとしても、まだ十分とはいえない。親会社と子会社や関連会社のデータを連結する際に必要となる連結基準が異なれば、やはり比較可能性が失われるからである。この連結基準として、GHGプロトコルでは、持分基準（equity share approach）と支配力基準（control approach）の選択適用を認めており、支配力基準では財務支配力（financial control）又は経営支配力（operational control）に基づく連結

を求めている¹⁰。

持分基準とは、親会社の子会社株式に対する持分比率によって子会社のGHG排出量を連結する方法で、支配力基準とは親会社の子会社に対する実質的な支配力の有無を基準として子会社のGHG排出量を100%連結するか否かを決定する方法である。また、支配力基準において、財務支配力が存在する場合とは、親会社の子会社の活動から経済的便益を得る目的で子会社の財務方針や事業方針を左右できる状態をいい、経営支配力が存在する場合とは、親会社又はその子会社が子会社の事業方針を立案・遂行する完全な権限を保有する状態をいう。いずれも財務会計の連結基準を準用した考え方である。

図表 3－2 開示組織範囲の比較可能性判別チャート



¹⁰ WRI & WBCSD, The Greenhouse Gas Protocol: A Corporate Accounting and Reporting Standard, revised edition, World Resources Institute and World Business Council for Sustainable Development, March

財務会計の連結基準とGHGプロトコルの連結基準の適用形態には大きな違いがある。財務会計では基本的に支配力基準で連結するのに対して、GHGプロトコルでは持分基準の任意適用も認めているからである。また、支配力基準の場合も、財務会計では親会社が保有しない持分比率に相当する子会社の資本勘定を少数株主持分として区分表示するのに対して、GHGプロトコルでは、支配力の存在を管理責任と結びつけて、支配力のある子会社のGHG排出量を持分比率に関係なく100%連結する。

そのため、もし子会社がすべて100%出資会社でない場合は、どの連結基準を適用したかでGHG排出量の算定結果が異なることになる。だから、環境負荷を連結する際には、その連結基準を明記しなければならない。財務会計における会計方針の開示と同様である。

このように見ると、CSR報告書における定量的な環境負荷データが比較可能である場合は、図表3-2に示した五つのテスト項目がすべてクリアされていなければならないことがわかる。そのいずれかに合致しない場合は、いずれもデータの比較可能性が阻害される。

(2) ガイドラインの開示範囲

本研究報告で検討事例とした10社中の9社が、GRIガイドラインと環境省ガイドラインを参照ガイドラインとして併用している。そこで、本章では、この二つのガイドラインにおける開示範囲の取扱いについて概観してみたい。

① 環境省ガイドライン

ア. 組織のバウンダリー

環境省ガイドラインでは、開示範囲を「対象とする組織の範囲（バウンダリー）」として規定している。つまり、組織のバウンダリーである。

環境省ガイドラインは、組織のバウンダリーについて、「財務会計の集計範囲に準じて、連結決算対象組織全体を把握する」¹¹と定めている。だから、報告書の開示範囲は原則として連結範囲ということになる。しかし、「データ集計に要する負担や他者との比較評価の行いやすさ等を勘案して、環境負荷の低減に関して直接的に経営のコントロールが可能である範囲を踏まえて境界を定め・・・（後略）」¹²というただし書きがあることから、原則的な開示範囲は情報収集コストや情報利用者の便宜を考えて縮小が可能であり、報告主体が直接的に環境マネジメントを制御できる範囲だけに限定できることがわかる。基本的には財務会計の連結範囲の考え方と同様である。

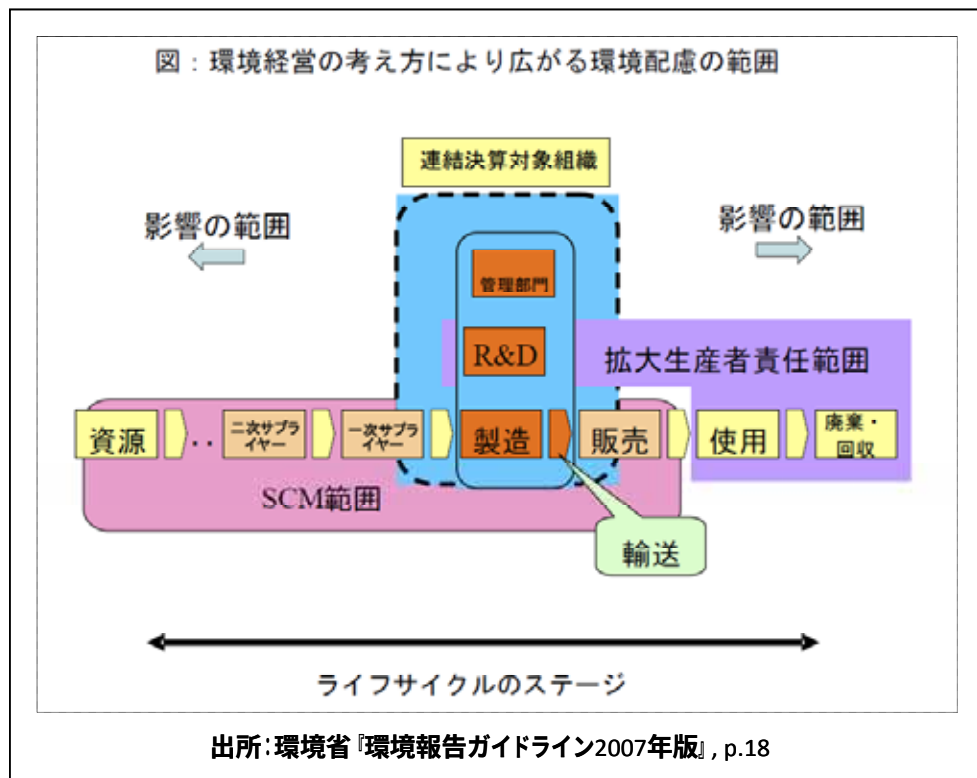
しかし、データを連結する場合の連結基準については何も言及がない。

2004

¹¹ 環境省『環境報告ガイドライン2007年版』、p.17

¹² *ibid.*, p.17

図表３－３ 環境省ガイドラインにおける活動のバウンダリー



イ．活動のバウンダリー

環境省ガイドラインにも活動のバウンダリーの考え方が見られる。環境報告書の基本的要件である「対象組織の明確化」要請に追記する形で、サプライチェーンマネジメントの範囲や拡大生産者責任範囲（製品の使用段階や廃棄・回収段階）のスコープ3について、環境配慮が求められていることやその環境負荷の全体像の把握が必要である旨が説明されているからである。しかし、これらが開示範囲に含まれるか否かについては何も明確にされていない。

この点について、スコープ3情報をもっとも問題になるGHG排出量に関する説明では、環境省の「温室効果ガス排出量算定・報告マニュアル」（2006年11月公表）を参照するように指示している¹³。ところが、これは改正された地球温暖化対策法に基づく温室効果ガス排出量の算定・報告¹⁴のためのマニュアルなので、報告は事業者単位・フランチャイズ単位¹⁵に行うこととされており、スコープの概念は見られない。「荷主としてのエネルギー使用」のような一部

¹³ ibid., p.78

¹⁴ 平成18年4月1日から、温室効果ガスを一定量以上排出する者（特定排出者）に、自らの温室効果ガスの排出量を算定し、国に報告することが義務付けられている。

¹⁵ 平成21年4月の改正において、事業所単位から事業者単位・フランチャイズ単位による排出量の算定・報告に変更された。

の項目を除けば、算定・報告が求められるGHG排出量の範囲にスコープ3排出量は含まれていないのである。

だから、もし「対象組織の明確化」の追記説明がスコープ3情報を開示範囲に含むことを示唆するというのであれば、温室効果ガス排出量算定・報告マニュアルの記述と矛盾することになる。

② GRIガイドライン

ア. 組織のバウンダリー

GRIガイドラインにおいても開示範囲は組織のバウンダリーで決定される。バウンダリー設定に関する記述¹⁶によれば、報告主体は、「どの法人（たとえば子会社や合併会社）のパフォーマンスを報告書に記載するのかについて決定しなければならない」としており、その開示範囲は、報告主体が支配力（control）や重大な影響力（significant influence）を行使できる法人（entities）であると説明する。これらは連結会計における支配力基準や影響力基準と同じ考え方なので、GRIガイドラインの組織のバウンダリーも環境省ガイドラインと同様に財務会計の連結範囲であると考えられる。

GRIガイドラインでは、被連結組織に対する報告主体の支配力や影響力に応じて、情報の開示方法に幅を持たせている。連結子会社のように支配力の及ぶ組織は排出量等のパフォーマンスデータ開示が必要であり、重大な影響力を行使できる組織はマネジメントアプローチ（方針、対策等の記述）を開示する。また、支配力も重大な影響力も行使できないが重要な持続可能性課題を抱えるような組織は、記述情報によって関連情報を開示する¹⁷。

しかし、GRIガイドラインも連結基準については触れていない。

イ. 活動のバウンダリー

GRIガイドラインでは、報告主体が任意にサプライチェーンの上流・下流を開示範囲に含めることを認めている¹⁸。これは、あくまでも任意の行動であり、その意味で、ガイドラインが厳格に遵守されたとしても、活動のバウンダリーを基準とした情報の比較可能性は確保されない。また、中核指標として、スコープ3のGHG排出量の開示を求めているが、水資源等にはそのような開示範囲が想定されておらず、断片的な取扱いになっている。

¹⁶ GRI, Sustainability Reporting Guidelines (version 3.0), p.17

¹⁷ ibid., p.18

¹⁸ ibid., p.17

図表 3-4 開示範囲の比較可能性

会社 ／開示媒体	報告書全体の開示範囲				CO2排出量				
	B開示あり	判別可	連結範囲 と一致	連結基準 の開示	全体開示範囲との関係				scope3
					一致	関係	判別可	開示範囲のパターン	
日立 ／日立グループ環 境報告書2009	○	○	○	×	×	全体の90%	○		×
パナソニック ／eco ideas Report2009	○	○	○	×	×	環境マネジメントの 設置範囲(285社)	×		○
ソニー ／CSRレポート2009 (WEB)	○	○	○	×	×	ISO14001認証 取得事業所	×		○
東芝 ／東芝グループ環 境レポート2009	○	○	○	×	○	全体の100%	○		○
富士通 ／富士通グループ 社会・環境報告書 2009	○	×	—	×	×	単体＋ 主要製造子会社34社	×		○
NEC ／環境アニュアル レポート2009 (WEB)	○	○	○	×	×	単体＋ 分身生産会社23社＋ 分身SS会社41社＋ 独立関係会社14社	×		○
キャノン ／Canon Sustainability Report 2009	○	×	—	×	×	サプライチェーン全体	×		○
三菱電機 ／環境報告 2009(WEB)	○	○	×	×	○	単体＋ 国内関係会社76社＋ 海外関係会社24社	○		○
デンソー ／CSR Report 2009	○	○	○	×	○	単体＋ 連結対象会社187社	○		○
シャープ ／シャープ環境・社 会報告書2009	○	○	○	×	×	単体＋ 38工場(非連結子会社 含む)＋ 31オフィス(連結子会 社)	×		○

(3) 事例

本研究報告の検討事例である電気機器10社について開示範囲の状況を見てみよう。調査事項は、「報告書全体の開示範囲」と「CO2排出量の開示範囲」である。

「報告書全体の開示範囲」では、次の3点を比較した。

- ① 組織のバウンダリーが開示されているか（B開示あり）

- ② その情報から開示範囲となった組織範囲が判別できるか（判別可）
- ③ その組織範囲は財務会計の連結範囲と一致するか（連結範囲と一致）

また、「CO2排出量の開示範囲」では、次の5点を比較した。

- ① 連結基準が開示されているか（連結基準の開示）、報告書全体とCO2排出量の開示範囲が一致しているか（一致）、
- ② 一致していない場合はどの程度の範囲か（関係）
- ③ その範囲から開示範囲の規模が判別できるか（判別可）
- ④ 報告書全体との関係はどのようなイメージか（開示範囲のパターン）
- ⑤ スコープ3情報が開示されているか（scope 3）

組織のバウンダリーが開示されている場合は「B開示あり」欄に「○」が記入されている。その情報から開示範囲となった組織範囲が判別できるか否かは「判別可」欄の「○」・「×」で区別されており、判別できた組織範囲が財務会計上の連結範囲と一致する場合は「連結範囲と一致」欄に「○」が、一致しない場合は「×」が記入されている。また、開示情報から組織範囲が判別できない場合は、元々それが連結範囲と一致するか否かチェックできないので、「連結範囲と一致」欄は「－」になる。さらに、「連結基準の開示」・「一致」・「判別可」・「scope 3」の各欄は、それぞれ該当事項に対する回答が「はい」の場合に「○」、「いいえ」の場合に「×」としている。

その結果、組織のバウンダリーは全10事例で開示されていることがわかった。しかし、そのうち1事例は連結範囲と異なっており、別の2事例は組織範囲を判別できなかった。

また、CO2排出量の開示範囲では、連結基準の開示事例は皆無であり、報告書全体の開示範囲（連結範囲）と一致した事例は3件に過ぎなかった。また、その開示範囲が報告書全体の開示範囲と比較してどの程度の規模か判別できたのは4事例であった。中には、報告書全体とCO2排出量の開示範囲の関係が相対的にすらわからない事例も3件あった。

こうした結果から、実務における開示範囲は、データの比較可能性を完全に担保できるほど均質でも明確でもないことが明らかになった。しかし、単純に連結範囲に合わせようとしても、開示範囲は大きく変動することがある。さらに、開示範囲を項目ごとに詳細に設定しようとしても、かえって理解しづらくなって意味をなさない場合もある。そもそも現段階においては、CSR報告書は任意開示書類なので、企業が自らの取組みの優位性をアピールする誘因は見出せても、開示範囲の正確な記述や比較可能性の確保について努力するモチベーションは見出せないのかもしれない。

(4) 問題点の改善に向けて

CSR報告の開示範囲を連結範囲に合わせようとするのではなく、例えば売上高原単

位のように、両者の関係比率を参考値として示すことも有用であると考えられる。いわゆる環境効率の発想である。しかし、前章で見たように、もつとも注目されているパフォーマンス指標であるCO2排出量ですら、すべての事例で原単位情報が提供されているわけではない。情報に透明性や比較可能性を付与しようとするれば、最終的に報告主体の良心に期待するほかないのが現状である。

もう一つの方策は、環境負荷の捕捉率である。環境省ガイドラインでも開示を求めているように、捕捉率は開示範囲の企業間比較を可能にする強力なツールである。しかし、これも開示する企業は少なく、実務的にはほとんど普及していない。今回の検討事例10社でも、捕捉率を開示している企業は1社のみであった。しかし、これも今後の普及が望まれる事項である。

4. 比較可能性の阻害要因（算定方法）

(1) 問題の所在

パフォーマンス指標の算定に当たって、各企業の算定方法が統一されていないと、パフォーマンス指標を単純に比較することができない。これは、各企業が他社とのパフォーマンス指標の比較を前提に算定しているのではなく、自社のCSR・環境マネジメント上、過年度からの推移を比較できるよう社内で統一した基準に基づいて算定し、これに基づき対外的にも説明しようとしていることが背景にあると考えられる。

以下では、検討事例とした電気機器10社の「事業所からのエネルギー起源CO2排出量」と「製品使用時のCO2排出量」の実績と算定方法について、CSR報告書等での開示状況を明らかにし、パフォーマンス指標の算定方法等の相違について考察する。

(2) 事例

① 事例1～事業所からのエネルギー起源CO2排出量

図表4-1 事業所からのエネルギー起源CO2排出量の算定方法（算定基準）の開示状況

会社／開示媒体	CO2パフォーマンス指標 ＜2008年度の値＞	CO2排出量 算定方法の開示
日立 ／日立グループ環境報告書2009	国内のCO2排出量 ＜2,844千t-CO2＞	CO2排出量の算出に使用したCO2排出係数は、 <u>環境省告示による各電力会社の係数</u> を使用
パナソニック ／eco ideas Report 2009	グローバルCO2排出量 ＜347万トン＞	（当社のCO2排出量算定基準） ・燃料関係は環境省「 <u>温室効果ガス排出量算定・報告マニュアル（Ver2.2）</u> 」の係数に基づく ・日本の各年度の購入電力の係数（kg-CO2/kWh）は、 <u>電気事業連合会「電気事業における環境行動計画」</u> にて公表の各年度ごとの「 <u>使用端CO2排出原単位</u> 」を使用して計算。0.376（2000年度）、0.425（2005年度、2006年度）、2007年度以降は <u>0.410</u> を固定して使用。

		各年度の電力排出係数に、実績に基づく0.410（2006年度）、0.453（2007年度、2008年度）を使用した場合のCO2排出量は、393万トン（2006年度）、412万トン（2007年度）、362万トン（2008年度） ・日本以外の購入電力の係数は、GHGプロトコルの各国ごとの係数を使用 （持続可能な発展のための世界経済人会議（WBSCD）並びに世界資源研究所（WRI）が公開しているGHGプロトコルウェブサイト内のCalculation Toolsに記載の各国ごとの数値を採用。全ての年度で、"Electricity-Heat Stream Purchase_tool 1.0_final"記載の2002年の数値を採用）
ソニー ／ウェブサイト環境データ	エネルギー使用に伴うCO2排出量 <1,626千t-CO2>	「環境データ集計の方法および考え方」より （1）事業所CO2排出量<エネルギー使用にともなうCO2排出量>各事業所での電気および燃料（車両等の燃料を含む）の使用量に、CO2換算係数を乗じて算出しています。 CO2換算係数について 日本：地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく係数 海外：GHGプロトコル（※）により提供される係数 電力のCO2換算係数に関しては、<u>各国ごとの2000年度の係数</u>を使用しています。 ※ 世界資源研究所（WRI）と世界経済人会議（WBSCD）が発表した、企業が搬出する温室効果ガスを決まった形式で報告できる国際基準。 （参考リンク）環境省ウェブサイト：温室効果ガス排出量 算定・報告・公表制度について （参考リンク）GHGプロトコルウェブサイト
東芝 ／東芝グループ環境レポート2009	エネルギー起源CO2排出量（グループ） <243万t-CO2>	燃料、熱は<u>省エネ法、温対法</u>による（都市ガス単位発熱量は供給会社提供値を使用）。 国内電力は、<u>電機事業連合会データ（発電端）</u>による（2008年は3.35t-CO2/万kWh）。 海外電力は、<u>日本電機工業会報告書データ</u>による。
富士通 ／富士通グループ社会・環境報告書2009	エネルギー消費CO2排出量（グループ） <124.0万トン>	工場・事業場におけるエネルギー消費に伴うCO2排出量：エネルギー消費量×CO2排出係数 購入電力のCO2排出係数：2002年度以降の実績は、<u>0.407トン-CO2/MWh</u>で算出
NEC ／環境アニュアルレポート2009（ウェブ）	CO2排出量（グループ） <124万t>	2008年度の電力使用によるCO2排出換算係数は、<u>2007年度の実績値（電気事業連合会公表）</u>を暫定使用して算出しております。
キャノン ／ウェブ情報（温室効果ガス削減に向けた取組み）	温室効果ガス（非エネルギー系温室効果ガス含む） <1,117千t-CO2>	キャノンの総温室効果ガス排出量の集計の基本的な考え方 京都議定書で定める総温室効果ガス、すなわちエネルギー系温室効果ガスであるCO2と非エネルギー系温室効果ガスであるPFCs、HFCs、SF6、N2Oを合算。CO2換算係数については、<u>各年の地域別係数</u>を使用し、<u>国内は環境省・電気事業連合会の公表値、海外はIEA（International Energy Agency：国際エネルギー機関）の各地域の公表値</u>を使用。
三菱電機 ／環境報告2009（ウェブ）	生産時CO2排出量 <単独51.4万t、国内関係会社18.9万t、海外関係会社24.5万t>	記載なし
デンソー ／CSR Report 2009	CO2排出量 <国内68.9万t-CO2、海外64.1万t-CO2>	デンソーの温室効果ガス排出量の集計における基本的な考え方 京都議定書で定める温室効果ガス、すなわちエネルギー系温室効果ガスであるCO2と5ガスの非エネルギー系温室効果ガスであるPFC、HFC、SF6、N2O、CH4を合計。CO2換算係数については、<u>地域別排出係数</u>を使用し、国内は下記表、海外は各地域の公表値を使

		用しています。 なお、本報告書での換算では、コージェネのCO2削減効果は火力平均で換算して、その効果を排出量に反映しています。そして、5ガスの排出量は、これまで使用量を100%排出し、温室効果係数で計算していましたが、2006年度からは「地球温暖化対策の推進に関する法律」のマニュアルに指定された排出係数を使用しています。 CO2排出量算出に用いたCO2換算係数 <table><tr><td>電 力</td><td>0.2966kg-CO2/kWh</td></tr><tr><td>A 重油</td><td>2.7000kg-CO2/L</td></tr><tr><td>灯 油</td><td>2.5308kg-CO2/L</td></tr><tr><td>プロパン</td><td>3.0094kg-CO2/kg</td></tr><tr><td>都市ガス</td><td>2.2559kg-CO2/m3</td></tr></table> ※CO2換算係数の出典：<u>電力は08年度から（社）日本自動車部品工業会、その他は（社）日本自動車工業会</u>	電 力	0.2966kg-CO2/kWh	A 重油	2.7000kg-CO2/L	灯 油	2.5308kg-CO2/L	プロパン	3.0094kg-CO2/kg	都市ガス	2.2559kg-CO2/m3
電 力	0.2966kg-CO2/kWh											
A 重油	2.7000kg-CO2/L											
灯 油	2.5308kg-CO2/L											
プロパン	3.0094kg-CO2/kg											
都市ガス	2.2559kg-CO2/m3											
シャープ ／シャープ環境・ 社会報告書2009& ウェブサイト	温室効果ガス排出量 （グループ） ＜1,695千t-CO2＞	使用したCO2排出係数は、当社ウェブ掲載情報「環境パフォーマンス指標算定基準」参照。 ＜ウェブ情報＞ Σ[年間電力購入量×CO2排出係数*＋各燃料年間使用量×各CO2排出係数*] *：＜電力＞ 国内 <u>電気事業連合会公表値</u>より 2007年度：0.453（t-CO2/MWh）、2006年度：0.410（t-CO2/MWh）／2005年度：0.423（t-CO2/MWh）／2004年度：0.418（t-CO2/MWh） 海外 <u>（社）日本電機工業会編「各国における発電部門CO2排出原単位の推計調査報告書」（2006年6月）</u>より、<u>各国の係数（2003年度係数）</u>を使用 ＜その他＞ 環境省 温対法第3条「算定・報告・公表制度における算定方法・排出係数一覧のデフォルト値」より 都市ガス（13A）：2.080（t-CO2/km3）、都市ガス（7C）：0.796（t-CO2/km3）、LPG：3.000（t-CO2/t）、A重油：2.710（t-CO2/k1）、灯油：2.489（t-CO2/k1）、ガソリン：2.322（t-CO2/k1）、軽油：2.619（t-CO2/k1）										

（注）上表中の下線は、本文にて説明を加えた箇所を示している。

図表４－２ 他業種の場合（参考）

会社／開示媒体	CO2パフォーマンス指標 <2008年度の値>	CO2排出量 算定方法の開示
リコー ／リコーグループ 環境経営報告書 2009	エネルギー使用量 （CO2換算・熱量）< 日本17.65万t-CO2> エネルギー使用量 （CO2換算・熱量） <海外8.69万t-CO2>	グラフでは、以下のCO2排出係数を使用しています。 <日本> <u>環境省の「事業者からの温室効果ガス排出量算定方法ガイドライン（平成15年）」</u> <海外> GHGプロトコル
武田薬品工業 ／ 2009 CSR Databook	グループCO2排出量 <347千t-CO2>	■算定対象 CO2排出量は、化石燃料の燃焼による直接排出および電気使用に伴う間接排出を対象としています。 ■CO2排出係数 国内の実績については、「エネルギー使用の合理化に関する法

		律」に基づいており、購入電力のCO2排出係数は、「特定排出者の事業活動に伴う温室効果ガスの排出量の算定に関する省令」で定めるデフォルト値（0.000555t-CO2/kWh）を使用しています。海外の購入電力のCO2排出係数は、GHGプロトコルの各国ごとの係数を使用しています。
凸版印刷 ／TOPPAN CSRレポート2009	CO2排出量 <751千t-CO2>	CO2排出量は環境省の「事業者からの温室効果ガス排出量算定方法ガイドライン（平成15年）」を基に算出しています。「温室効果ガス排出量算定・報告マニュアル（平成19年）」を基に算出した場合、2008年度CO2排出量は819,391t-CO2です。

（注）上表中の下線は、本文にて説明を加えた箇所を示している。

ア．CO2排出量の算定方法の相違

図表４－１に記載の「事業所からのエネルギー起源CO2排出量に関する算定方法の開示状況」をみると、企業ごとに様々な算定方法でCO2排出量が算出されていることがわかる。これらの算定方法は、企業独自の算定方法を採用したものではないが、いつの、どの算定方法等を採用したかにより相違が生じている。

国内のCO2排出量の算定に当たっては、「エネルギーの使用の合理化に関する法律」（以下「省エネ法」という。）や「地球温暖化対策の推進に関する法律」（以下「温対法」という。）といった法律に準拠する旨を記載する場合と、「温室効果ガス排出量算定・報告マニュアル」や「事業者からの温室効果ガス排出量算定ガイドライン」などの算定ガイドライン等に基づいているとする場合がある。また、算定ガイドライン等の計算根拠を明記していない事例も見られた。

特に各社の相違がみられるのは、国内購入電力のCO2排出量の算定に用いる排出係数である。電気事業連合会が公表する値を採用する場合、各電力会社の係数を採用する場合、又は、「特定排出者の事業活動に伴う温室効果ガスの排出量の算定に関する省令」で定めるデフォルト値（0.555kg-CO2/kWh）を採用する場合が見られた。また、電気事業連合会が公表する値でも、発電端CO2排出原単位を採用する場合と使用端CO2排出原単位を採用する場合が見られる。さらに、電気事業連合会の使用端CO2排出原単位を採用する会社でも、各年度の公表値で算定している場合と、2007年度以降は、2006年度の値で算出しているとする場合が見られた。

また、業界（日本自動車部品工業会）で定めたCO2排出係数を採用する例もあった。

海外購入電力のCO2排出量算定に当たっては、GHGプロトコルに基づいて算定する場合、業界の調査報告書に基づいて算定する場合、IEA（国際エネルギー機関）の各地域の公表値に基づいて算定する場合が見られた。なおGHGプロトコルに基づく場合は、「各国の2000年の係数を採用している」と係数の基準年まで記載する事例があった。

イ. 算定方法の相違による影響

CO₂排出量の算定には様々な算定方法が採用されているが、読者が開示データを利用するに当たって、どの程度影響があるのかが重要となる。算定方法の相違による影響が微々たるものであれば、多くの読者は企業間比較等を行うに当たって、その相違を気にしなくてもよいかもしれないが、数%を超えるような相違があるのであれば、算定方法の違いによる影響を考慮する必要があるかもしれない。

この点については、上記①に記載した事例においても参考ができる情報がある。ある事例では、2008年度のグローバルのCO₂排出量は、2006年度の電気事業連合会公表値0.410 (t-CO₂/MWh) で算定した場合は347万t-CO₂であるが、注記に記載されているように電気事業連合会の直近公表値0.453 (t-CO₂/MWh) で算定した場合は362万t-CO₂となり、約4%強の乖離がみられる。(国内電力からのCO₂排出量だけでは約9.5%の乖離になる)。また、別の例では、「事業者からの温室効果ガス排出量算定方法ガイドライン (平成15年)」に基づいて算定されている2008年度のCO₂排出量は751千t-CO₂であるが、注記で記載されている「温室効果ガス排出量算定・報告マニュアル」を基に算出した場合は819千t-CO₂となり、約9%の乖離がみられる。これら2社は、他社が算定に用いた基準で算定した場合の値を注記しており、比較可能性を意識した好事例といえる。

なお、「事業者からの温室効果ガス排出量算定方法ガイドライン (平成15年)」を採用し、電気の排出係数を各電力会社の係数ではなく、ガイドライン記載の一般電気事業者の排出係数0.378kg-CO₂/kWhに基づく場合と、温対法に定めるデフォルト値0.555 kg-CO₂/kWhに基づく場合とでは、国内購入電力によるCO₂排出量は30%以上乖離することになる。また、業界で定めたCO₂排出係数0.2966kg-CO₂/kWhを採用する事例の場合、温対法に定めるデフォルト値0.555 kg-CO₂/kWhに基づけば45%以上乖離することになる。

このように、CO₂排出量の算定方法の相違による影響は、必ずしも軽微なものとはいえない。CSR報告書等の読者は、表示されているCO₂排出量だけを単純に比較するのではなく、その値がどのように算定されているかも踏まえて判断することが必要である。そのためには、CO₂排出量を開示する企業は、算定方法や採用した排出係数をできるだけ詳細に記載することが求められる。

② 事例2～製品使用段階のCO2排出量

図表4-3 製品使用段階のCO2排出量の算定方法（算定基準）の開示状況

会社 ／開示媒体	CO2パフォーマンス 指標 ＜2008年度の値＞	CO2排出量 算定方法の開示
日立 ／日立グループ環境報告書2009	—	—
パナソニック ／eco ideas Report2009	—	—
ソニー ／ウェブサイト環境データ	CO2排出量 ＜2,353万t-CO2＞	「環境データ集計の方法および考え方」より (2) 製品使用時CO2総排出量 製品使用にともなうCO2排出量は、今年度に販売した製品の生涯の電力使用量にCO2換算係数を乗じて算出しています。（今年度に実際に使用時に排出されたCO2量ではありません。）製品使用時CO2排出量は、以下の式で算出しています。 $\text{販売台数} \times (\text{動作時消費電力} \times \text{年間動作時間} + \text{待機時消費電力} \times \text{年間待機時間}) \times \text{使用年数} \times \text{CO2換算係数}$ 今年度生じた環境負荷を算出するためには、過去に販売され、今年度も引き続きお客様の元で使用されているソニー製品の全電力使用量から使用時CO2排出量を計算すべきと考えます。しかし実際は過去の販売製品すべてについて、お客様の元にとどの程度残存しているかを把握するのは困難です。そこでソニーでは、今年度発売した製品が廃棄されるまでの生涯で使用する電力量を製品使用時CO2排出量の指標としています。 製品の年間動作時間、年間待機時間、使用年数については各種調査データにもとづき算出しています。CO2換算係数は、事業所のCO2排出量と同じ各国ごとの2000年度の換算係数を使用します。ただし、2003年度までのデータは、日本以外の国については、製品の仕向け地ごとに、次の係数を使用しています。 北米：アメリカ 欧州：ドイツ その他の地域：シンガポール
東芝 ／東芝グループ環境レポート2009	CO2（発電機器を除く） ＜1,030万t-CO2＞	「環境負荷全容」ページの記載は、「2007年度以降対象製品の集計範囲拡大」との注記あり
富士通 ／2009富士通グループ社会・環境報告書	CO2 ＜3,482千t-CO2＞	算出方法 2008年度に出荷した主要製品の使用に伴って発生するCO2排出量 （エネルギー消費量×CO2換算係数。なお、エネルギー消費量は、各製品1台あたりの想定使用時間における使用電力量×2008年度出荷台数にて算出）
NEC ／環境アニュアルレポート2009（ウェブ）	CO2排出量（お客様の使用） ＜67万t-CO2＞	全社で開発された全製品を対象として消費電力を算出し、かつ年間出荷台数を個々製品別に掛け合わせ、累計したものがベース。 削減率は、製品群ごとの加重平均値を採用。消費電力モードは、製品個別に設定。 ※2005年度に導入したシステムより算出。2005年度以前は2002年度に実施したLCA評価結果をベースに算出した数値となります。
キャノン	—	—

／ Canon Sustainability Report 2009 or ウェブ情報		
三菱電機 ／ウェブサイト環境データ	環境適合設計対象製品の使用時における年間CO2排出量(換算値) 単 独：＜331.6万t-CO2＞ 国内関係会社：＜35.5万t-CO2＞	「環境負荷の全体像」のページで、「環境適合設計の対象製品に関する量」との注記あり。
デンソー ／CSR Report 2009	—	—
シャープ ／シャープ環境・社会報告書2009	CO2排出量 グローバル ＜95万t-CO2＞	2008年度に出荷した主要11製品の1年間のCO2排出量を推計。各製品の年間消費電力量に基づき算出。

ア．製品使用時のCO2排出量の算定状況

電機機器10社のうち、CSR報告書等で製品使用時のCO2排出量を開示している会社は6社、開示していない会社は4社であった。なお、開示していない会社でも、製品使用時のCO2排出抑制（削減）量や削減目標などを開示している事例が見られた。

製品使用時のCO2排出量は、ライフサイクル全体を踏まえた環境負荷（マテリアルバランス）において開示されている。ライフサイクルのどの段階の環境負荷が高いかを概観することを目的に算定している場合もあり、現段階では精度の高い算定を追求しているわけではない。そもそも顧客が製品使用時に利用するエネルギーを正確に把握することができないため、各社独自の考え方に基づいて推定算定せざるを得ないのが実情である。また、算定が複雑で、推定計算が入ることもあり、製品使用時のCO2排出量を開示していない会社もまだ多い。

図表4－3で取り上げた事例では、比較的詳しく算定方法を説明している事例とあまり説明がない事例が見られた。

算定している企業でも、過去から徐々に算定範囲（算定対象の商品）を拡大している事例もあり、現在開示している製品使用時のCO2排出量の範囲が、すべての製品を対象とした場合のおおよそ何割をカバーしているかは判別できない。

製品使用時のCO2排出量の算定に当たっては、1) 過去に販売した製品が該当年度に使用された場合のエネルギー量を想定して算定する場合と、該当年度に販売した製品が1年間使用されたとみなして算定する場合のどちらを採用しているのか、2) 算定の対象としている製品の全体に占める割合はどれくらいか、3) 実際に算定する計算式がどういうものかなどを、説明することが望ましい。特に製品使用時のCO2排出量のような各社独自の算定方法によって算定

しているパフォーマンスについては、生産段階の事業所のパフォーマンス指標などと比べると推定計算される可能性が高いので、算定方法をより詳しく開示することが重要である。CSR報告書等の読者はこの点を踏まえ、会社独自の考え方により算定されているパフォーマンス指標は、安易に企業間比較しないように留意する必要がある。

(3) 問題点の改善に向けて

上記事例のとおり、パフォーマンス指標の算定方法は各社で相違していた。この原因としては、まず、パフォーマンス指標の算定方法を選択できる余地があることが考えられる。また、企業が自社のマネジメント上、経年比較が可能なように過年度に採用した基準を継続的に適用することも考えられる。さらに、自社のマネジメントに利用する算定基準でパフォーマンス指標を開示することは問題ないとしても、それらの情報に加えて、他社との比較が可能な情報も提供することの重要性が認識されず、外部から企業評価等を通じてその必要性を認識させられる機会があまりないことも一因である。

算定方法が異なるという問題点を解消するためには、以下の方策が考えられる。

- ① 社内でのCSRマネジメントに利用するパフォーマンス指標の算定基準とは別に、主要なパフォーマンス指標については、他の企業との比較が可能となるように、パフォーマンス指標の算定方法・基準を標準化することが必要である。

なお、このためには、企業間比較が可能なパフォーマンス指標は何かを特定し、行政等が統一した算定基準を明確に示し、企業がパフォーマンス指標の算定に当たって過度の負担とならない方策を示すことが望まれる。

- ② 他社と同一の算定基準に基づくパフォーマンス指標の開示の必要性について、企業の認識を向上させることも必要であり、SRIも含め企業評価にCSR情報開示におけるパフォーマンス指標がどのように活用され、企業にとってどのようにインパクトがあるのかを示すことも一つの方策である。

算定基準が統一化されるまでの間、当面の企業側の対応としてはパフォーマンスの算定基準を詳細に開示することが必要であり、特に企業独自の考え方により算定しているパフォーマンスについては、より詳細な説明が必要である。また、すでに一部の企業の開示事例でもあるように、自社の算定基準によるパフォーマンス以外に、他の多くの企業が採用していると思われる算定基準に基づいて算定したパフォーマンスも注記等で併せて開示することが有効である。

5. 比較可能性の阻害要因（開示方法）

(1) 問題の所在

環境省ガイドラインやGRIガイドライン等の報告ガイドラインは、開示範囲や開示項目について解説している。これらの事項の確定が報告書作成において重要な要素だからである。

しかし、現実の報告書は冊子やウェブサイトといった異なる媒体で開示されているにもかかわらず、報告ガイドラインは媒体別の開示方法についてまったく言及していない。比較する二つの報告書が、同じ開示範囲と同じ開示項目を開示する場合であっても、開示媒体の違いが情報利用者の比較可能性を妨げることになるのであれば、開示範囲や開示項目と同様に、開示媒体の選択は情報開示の重要な要素になる。

特に問題なのは、ウェブ上でのCSR情報開示である。現行の報告ガイドラインがウェブサイトにおける情報開示について特に指針を設けていないために、各々冊子版では一定の秩序をもって作成・開示されていたCSR報告書であっても、それらがウェブで開示された場合、開示範囲や階層の設定方法などに統一性を欠き、情報の比較を行おうとしてもその作業自体が極めて困難な状況にある。

本章では、報告書の開示媒体として、冊子やウェブによる開示の現状と課題を分析し、情報利用者にとっての有用な開示方法とは何かについて考察する。

(2) 事例

① 事例1～多様な開示媒体

各社の開示状況は図表5－1のとおりである。

図表5－1 各社が発行する冊子報告書とウェブサイト情報との関係

	冊子名	内容	冊子とウェブサイト情報との関係
日立	CSR報告書ダイジェスト	重要課題報告	CSR報告書はファイルのみ。CSR、環境の最新情報はウェブに掲載。
	CSR報告書、環境報告書	詳細活動報告	
パナソニック	社会・環境報告（詳細版）	ウェブサイトのCSRの取組み全般を報告。	社会・環境報告はファイルのみ。詳細版の内容は、ウェブサイトのCSRの項目と同一。
	社会・環境報告（ダイジェスト版）	ウェブサイト上のCSRの取組みを抜粋して報告	
	エコアイディアレポート 本編・データ集	環境経営について年次報告	
ソニー	CSRレポート エグゼクティブ・サマリー	CSR活動をまとめて報告。	CSR活動の網羅的な報告はウェブサイトのみ。
芝 東	CSR報告書	重要度が高い項目	重要度が低い項目はウェブサイト又は冊子で報告
	環境レポート	環境に特化した重要項目	

	社会貢献活動レポート	社会貢献活動に特化した重要項目	
富士通	社会・環境報告書	基本的な考え方と具体的な取り組み内容と実績	ウェブサイトでは、冊子版より詳細情報を報告。
NEC	CSRダイジェスト	特に重要な七つのテーマに絞った報告	取り組みと成果の詳細情報はウェブで報告。
キャノン	サステナビリティ報告書	重点活動に絞って掲載	冊子版掲載以外の詳細情報はウェブサイトで報告。
三菱電機	基本方針とマネジメント	各区分に分けて情報を開示。	各報告書はファイル。冊子版のファイルとウェブサイトで基本的に同じ内容（環境特集ではウェブサイト上動画コンテンツを使用）。
	社会報告		
	環境報告		
	環境特集		
	社会貢献活動		
デンソー	環境社会報告書	網羅性を重視	環境社会報告書はファイル。
	CSR絵本	わかりやすさ・親しみやすさを重視	
シャープ	環境・社会報告書	環境・社会活動の要点を絞って報告。	冊子を補完する具体的な事例・詳細データをウェブサイトで報告。

CSR報告書の前身ともいえる環境報告書が発行され始めた当初は、報告書は印刷物で公開するのが一般的であった。しかし、その後のコンピュータの普及や情報化社会の進展により、各社のウェブサイト上で様々な情報開示が行われるようになった。環境報告書も同様に、印刷された冊子版の報告書が発行されるとともに、その報告書ファイルがウェブサイト上で開示されるようになった。

1990年代後半から2000年代初めまでは、環境情報のみを対象とする「環境報告書」を作成する会社がほとんどであったが、トリプルボトムラインの考え方が広がり、2000年におけるGRIガイドラインの発行などに伴って、環境的側面だけでなく、社会的側面、経済的側面の情報を開示する会社が増加してきた。

このような報告環境や報告内容の変化により、冊子版でフルレポートを発行する以外に、冊子版と同じ内容のファイルをウェブ上に開示する報告主体も出現するようになった。さらに、ダイジェスト版の報告書を冊子として発行（又はダイジェスト版のファイルをウェブサイトに掲載）する方法や、フルレポートに相当する冊子の発行を中止する、あるいは、ウェブ上に報告書のPDFファイルを開示

せずに、ウェブ上でフルレポートに相当する内容をHTML開示する報告主体もある。

このように開示媒体が冊子からウェブに広がり、さらに、冊子版による開示でも、フルレポートだけではなく、ダイジェスト版や環境報告書等の個別情報を開示する報告書をCSR報告書と別に作成する事例など、開示媒体は報告主体によって様々な状況になってきた。

各報告主体による開示媒体の使い分けは、通常、「編集方針」や「報告にあたって」の欄に記載される。フルレポートとダイジェスト版の報告書を両方発行するような報告主体の場合、そうした欄での記述では、報告主体とステークホルダーの双方にとって重要な情報はいずれの報告書にも開示し、重要性が低い情報はフルレポートだけに開示すると説明されていることがある。しかし、報告書に特定の情報を開示した（あるいは開示しない）理由が十分に説明されていないのと同様に、情報をどの開示媒体に開示するかに関する重要性判断について、外部の情報利用者が妥当性を評価することは著しく困難になっている。どの情報がどのような理由で重要だと判断されてダイジェスト版とフルレポート両方に開示されているのか、また、フルレポートのみに開示された情報がどのような根拠で重要性の低さを判定されたのかは、外から見てほとんどわからないのである。

各報告主体が、同じ項目を同じ開示範囲で同じ算定方法を用いて開示していたとしても、それを冊子で開示するのか、ウェブサイトのみで開示するのかが異なっていれば、情報の比較可能性を担保する上で阻害要因となる。

② 問題点の改善に向けて

開示媒体が多様化し、記載内容が拡大することは、情報利用者にとって利便性が向上するとともに判断の基礎となる情報が増加するために基本的には望ましいはずである。しかし、冊子とウェブサイト情報があり、さらに複数の報告書があると、どこに必要な情報が開示されているかを探し出すことは困難になる。

このような状態の解決策として、報告主体はどの開示媒体に何が書かれているかを明確にする必要がある。また、GRIガイドラインが業界別の固有指標を特定するように、各業界にとって重要性の高い指標については、環境省ガイドラインが開示を求めている「主要な指標の一覧」のような総括表を作成し、情報のガイドマップとして活用することができれば、情報利用者にとって情報検索が容易になる。

③ 事例2～ウェブサイト開示特有の問題

次に、ウェブサイトでの開示が行われている場合の特有の問題の例として、各社のデータの保管場所を比較してみる。

図表 5-2 各社のデータ保存場所

			保存場所
日立	冊子	CSR報告書ダイジェスト、 CSR報告書、環境報告書	サイトトップ>CSR・環境報告書ダウンロード (PDF) http://www.hitachi.co.jp/CSR/download/index.html
	ウェブ	CSR (企業の社会的責任) への 取り組み 環境への取り組み	日立トップ>日立について>CSRへの取り組み http://www.hitachi.co.jp/about/CSR/index.html 日立トップ>日立について>環境への取り組み http://www.hitachi.co.jp/environment/
パナソニック	冊子	社会・環境報告 (詳細版)、 社会・環境報告 (ダイジェ スト版)、エコアイディア レポート	パナソニック企業情報>CSR (企業の社会的責任)>e報告書ダウンロー ド http://panasonic.co.jp/CSR/reports/
	ウェブ	CSR「企業の社会的責任」 環境活動	パナソニック企業情報>CSR「企業の社会的責任」 http://panasonic.co.jp/CSR/ パナソニック企業情報>環境活動 http://panasonic.co.jp/eco/
ソニー	冊子	CSRレポート executive summary	トップ>ソニーグループ情報>CSR・環境・社会貢献>冊子・パンフレッ ト>CSRレポート2009>CSRレポート2009 http://www.sony.co.jp/SonyInfo/CSR/issues/report/2009/index.html
	ウェブ	CSR・環境・社会貢献	トップ>ソニーグループ情報>CSR・環境・社会貢献 http://www.sony.co.jp/SonyInfo/CSR/?j-short=CSR
東芝	冊子	CSR報告書 環境レポート	東芝トップページ>企業情報>社会・環境活動>エンゲージメント>CSR 報告書: CSR 報告書 2009
	ウェブ	社会・環境活動 (CSR) 環境経営	東芝トップページ>企業情報>社会・環境活動 http://www.toshiba.co.jp/CSR/jp/index_j.htm 東芝トップページ>企業情報>社会・環境活動>環境経営 http://www.toshiba.co.jp/env/jp/index_j.htm
富士通	冊子	社会・環境報告書詳細 (環 境など)	ホーム>企業情報>社会・環境分野の取り組み>富士通の環境活動> 環境コミュニケーション>社会・環境報告書>2009 富士通グループ 社会・環境報告書
	ウェブ	社会・環境分野の取り組み	ホーム>企業情報>社会・環境分野の取り組み http://jp.fujitsu.com/about/CSR/
NEC	冊子	CSRダイジェスト	ホーム>社会的責任 (CSR) >CSRレポートライブラリー http://www.nec.co.jp/CSR/ja/report/
	ウェブ	CSRアニュアルレポート 環境アニュアルレポート	ホーム>社会的責任 (CSR) >CSRアニュアルレポート2009 http://www.nec.co.jp/CSR/ja/report2009/index.html ホーム>>NECの環境活動>環境への取り組み http://www.nec.co.jp/eco/ja/
ノキア	冊子	サステナビリティ報告書	キャノンについて>環境報告>サステナビリティ報告書 http://canon.jp/ecology/report/index.html

	ウェブ	サステナビリティ報告書	キャノンについて>環境報告>サステナビリティ報告書 http://canon.jp/ecology/report/index.html
三菱電機	冊子	基本方針とマネジメント、社会報告、環境報告、環境特集、社会貢献活動	トップページ>会社情報>CSRの取り組み http://www.mitsubishielectric.co.jp/corporate/CSR/index.html
	ウェブ	基本方針とマネジメント、社会報告、環境報告、環境特集、社会貢献活動	トップページ>会社情報>CSRの取り組み http://www.mitsubishielectric.co.jp/corporate/CSR/index.html
デンソー	冊子	CSRレポート	現在位置：HOME>CSR 情報> CSR レポート http://www.denso.co.jp/ja/CSR/report/index.html
	ウェブ	CSR情報	現在位置：HOME>CSR 情報 http://www.denso.co.jp/ja/CSR/index.html
シャープ	冊子	環境・社会報告書（冊子掲載情報）	ホーム>シャープについて>社会環境活動>環境・社会報告書 http://www.sharp.co.jp/corporate/eco/CSR_report/index.html
	ウェブ	環境・社会報告書（ウェブ掲載情報）	ホーム>シャープについて>社会環境活動>環境・社会報告書（ウェブ掲載情報） http://www.sharp.co.jp/corporate/eco/report2009/index.html

上記の電気機器業界の例では、「企業情報」の下部ディレクトリにCSR情報が開示されており、CSR情報の一つの項目として報告書が保存されていることが多いので、情報の検索は容易であった。しかし、一般に、ウェブ上の情報検索は収納場所を探すだけでも時間を要する場合があります、また検索した情報が開示情報のすべてであるかを確認する手段も乏しい。

また、ウェブサイト上の開示では、情報を連鎖的にリンクさせることでより丁寧な情報提供を可能にする反面、リンク先へ情報を追っていくと、自分がサイトのどこにいるかがわからなくなることもある。一つのファイルにまとめて、報告書相当の内容を開示する場合はあまり問題にならないが、複数箇所にわたって年度別の開示を行っている場合は、情報が堂々巡りをしたり、戻りたい情報に戻れなくなってしまうこともある。

さらに、報告書に実績データなどの詳細情報のリンク先が記載されている場合は、報告年度の翌年度に報告書の保存ディレクトリで実績値の上書きが行われたり、定性情報の更新が起こったりする。ウェブでの開示では、情報更新が便利な反面、リンク切れの危険性が払拭できないこともあり、冊子だけを発行している場合に比べて、すべての情報を整合的に更新することが難しくなる。

④ 問題点の改善に向けて

報告書の保存場所は、会社によって「企業情報」であったり、「CSRの取組み」であったり、又は他の外部公表資料とひとまとめにされていたりする。こうしたバラツキは、会社が本業の中にCSR活動を組み込んでいるか、又は広報的な位置付けで取り組んでいるかがわかる重要な情報かもしれない。しかし、基本的な項目や指標は、その年度の実績について、会社側の意図によらず、情報利用者が利用しやすいフォーマットによって、統一的な保存場所に報告することが、情報利用者の利便性を高めることになる。

また、ウェブの利用では、情報の関連付けによって際限なく情報を付加することが可能となり、情報量が豊富になる。しかし、冊子版報告書と比較した場合、そのせいで情報の一覧性は低下しがちである。いつでも自分がどこにいるのか、必要な情報はどこにあるのか、その情報は全体の中でどのような位置関係にあるのかが分かるようなサイトマップを作る配慮や、ディレクトリ構造そのものを複雑にし過ぎないような配慮も必要である。

さらに、これまでの報告ガイドラインは冊子版（あるいは、冊子をPDF化したもの）を前提として策定されているので、ウェブの特性に合わせた報告ガイドラインが必要である。ウェブ上での情報開示は今後も増加することが考えられるので、ウェブ上における開示方法について、ガイドラインが一定の指針を提供することが望まれる。

6. 比較に当たっての留意事項

これまでの章では、比較可能性の阻害要因として、「開示項目」、「開示範囲」、「算定方法」、「開示方法」というCSR情報を比較する上での最低限必要と考えられる観点から検討を行ってきた。しかし、これらの基礎的な条件が充足されたとしても、CSR情報の比較を有用なものとするためには、組成された個々のCSR情報の背景に存在する固有の事情や様々な考え方を考慮する必要がある、そうした考慮なしにCSR情報を単純比較することの無意味さについて報告主体及び情報利用者が理解しておく必要がある。

そこで、有用なCSR情報の比較を行うに当たって、報告主体及び情報利用者が、留意すべき事項を例示列举する。

(1) CSR情報の総合評価の困難性

CSR情報には、環境面、社会面、経済面等の情報がある。しかも環境面には、CO2、廃棄物、化学物質、生物多様性等の情報があり、社会面には多様性、雇用、製品等の情報が含まれる。そのためCSR情報は、財務諸表がすべての情報を貨幣単位で一

元的に表現するように、すべての情報を単一尺度で表現することが困難である。また、同一単位で表現できるCSR情報があっても、異なる特性のCSR情報は単純に加算できない。だから、CSR活動を総合的に評価し、他社と比較することは容易ではない。

例えば、同業種で経済的に同規模の国内企業A社・B社を想定してみよう。図表6－1の場合、A社・B社の総合的なCSRパフォーマンス評価はどのようにすればよいのであろうか。環境面のパフォーマンスはいずれもトン単位で集計できるが、CO2と廃棄物は特性が異なるために単純に加算できない。同様のことは社会面のパフォーマンスにも当てはまる。例えば、仮にCO2排出量と廃棄物排出量の重量当たり排出量の環境負荷量が同一指標(単位eco(注))で表され(A社はPeco、B社はQeco)、有給休暇取得率と管理職女性比率という社会面のパフォーマンスが同一指標(単位s(注))で表された(A社はRs、B社はSs)としても、環境面のパフォーマンスと社会面のパフォーマンスは相互に比較できないし、加算もできない。

図表6－1 多様な情報の評価困難性

社名	CO2 排出量 (万t)	廃棄物 排出量 (千t)	環境パ フォー マンス 量 (eco)	有給休 暇取得 率(%)	管理職 女性比 率(%)	社会パ フォー マンス 量 (s)
A社	3	2	P	80	50	R
B社	2	3	Q	50	80	S

(注) eco及びsは、環境面における統合指標、社会面における統合指標として想定した架空の単位である。

このような限界を克服するツールとして環境統合指標がある。例えば、被害算定型環境影響評価手法(LIME: Life-cycle Impact assessment Method based on Endpoint modeling)や環境政策優先度指数日本版(JEPIX: Environmental Policy Priorities Index for Japan)である。これらは、環境面のパフォーマンスに限定された統合的評価手法であるが、異なる種類のパフォーマンスを一元的に統合できる点が優れている。

また、多様な特性を有するパフォーマンスの総合的な評価手法として、ブータン研究センターが研究を進めるGross National Happinessの「国民総幸福度」がある。これは、経済成長と開発、文化遺産の保護と伝統文化の継承・振興、豊かな自然環境の保全と持続可能な利用、よき統治の四つを柱に、基本的な生活、文化の多様性、感情の豊かさ、健康、教育、時間の使い方、自然環境、コミュニティの活力、良い統治の9要素に分けて研究が進められている。

(2) 法令の制定・改正による影響

CSR情報の中には、関連する法令の制定・改正により、パフォーマンスの良否を判断する基準が変化するものがある。例えば、法令が新設されることで、これまで問題ではなかったような事項が新たに重要なCSR課題として認識されるようになる場合や、法令の改正で規制値や規制内容が変更されたために、単純にパフォーマンスの経年比較ができなくなる場合である。

法令の制定によって新たにCSR課題となった事例としては、PCB、アスベスト、土壌汚染に関連する規制がある。

例えば、PCBの場合、我が国も批准した残留性有害汚染物質に関するストックホルム条約（POPs条約）によって、平成37年までにその使用を全廃し、平成40年までに適正な処分を完了することとなった。我が国ではこの批准より前の平成13年7月に「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」が施行され、PCB廃棄物を保管する企業は「保管及び処分状況の届出」の他、「平成28年7月までの処分」、「譲渡し及び譲受けの制限」、「相続、合併または分割時の承継と届出」が必要になった。

この特別措置法の遵守には、PCB廃棄物の保管・処分にに関する適切なマネジメント体制の確立が必要であり、同時にそれは財務的影響を伴うものである。そこで、PCB廃棄物の保管・処分が新たなCSR課題として認識されるようになり、保管及び管理の状況、処分計画に関する情報は、企業の環境リスクや財務リスクを表すものとして重要な開示事項になったのである。これらはCSR課題化する以前の情報が記録されていないことも多く、規制開始の前後間では情報の比較可能性がない。

法令の改正に伴う影響例では、省エネ法や温対法がある。省エネ法の場合は、平成20年5月の改正によってエネルギー管理が工場・事業場単位から企業単位に変更され、企業全体の1年間のエネルギー使用量（原油換算値）が合計1,500 kl以上の場合は特定事業者の指定を受けることになった。

温対法の改正でも、報告単位が工場・事業所単位から企業単位に変更され、エネルギー起源CO₂は、全事業所のエネルギー使用量合計が1,500kl/年以上の企業も報告義務者となった。また、エネルギー起源のCO₂以外の温室効果ガスは、温室効果ガスの種類ごとに、全事業所の排出量合計が3,000t /年以上(CO₂換算値)でかつ常時使用する従業員の数が21人以上の企業が新たに報告義務者となった。

この法改正によってエネルギーや温室効果ガスの管理単位が変更される場合には、変更の事実と変更内容、変更に伴う定量的な影響を開示することが必要である。これらの情報が開示されないと経年比較ができないからである。

(3) 適切な背景情報の理解

CSR情報の背景には報告主体が主体的に実施した取組成果があった。そうした背景が事業環境の急変等に影響を受けて覆い隠されると、開示されたCSR情報からは

報告主体の取組成果がわからないことがある。

例えば、いわゆる「リーマン・ショック」がそれである。2008年9月に起きたリーマン・ブラザーズの経営破綻は、世界中で株価暴落をもたらし、世界経済に甚大な影響を与えた。このリーマン・ショックによって、生産量は激減し、2008年度はCO2排出量や廃棄物排出量が大幅に減少した企業も多かった。そのため、これらのデータが経年推移グラフで開示される場合は、2008年度の実績値が前年度から右下がりになるにもかかわらず、原単位は右上がりになるような現象が見られた。

CO2排出量や廃棄物排出量の削減には、報告主体の正規の活動成果が反映されているが、リーマン・ショックによる削減量の大きさはこれと比較にならないほど大きいので、このような現象が起きたのである。だから、実績値や原単位が何の説明もなく開示されると、事業環境の影響と報告主体の取組成果が区別できずに混在して、CSR活動の状況が正しく伝達できなくなる。

また、特定の関係者しか知り得ない背景情報の場合は、それを同時に開示しなければCSR情報の意味を歪めることさえある。例えば、メンタル面での理由から長期休業する従業員数やその割合等を開示する場合である。これらは、その数値が少ない方が良い企業のように見える。しかし、そうした従業員は長期休業が許されずに、解雇されてしまうことがある。よって、報告主体の状況や取組み内容が同時に説明されなければ、解雇の結果として長期休業者が少ない企業は、元々そうした従業員の少ない企業と比較できないし、十分な休暇を認めて休業者が多くなっている企業との比較では、皮肉にも良い評価を受けてしまうパラドックスが起こる。

こうした事態を回避するために、報告主体はCSRパフォーマンスに重大な影響を及ぼす背景情報について適切に開示しなければならない。利用者は、必要な背景情報とその影響が開示されていることを確認し、本来のCSRパフォーマンスが適切に評価できる状態にあるかどうかを見極めなければならない。

(4) 適切なベンチマークの開示

本章に記載している様々な考慮をしたとしてもCSR情報を比較することが難しい場合がある。業種、所在国・地域等の違いが法制度や文化の違いを生み、それらの醸し出す事業環境の違いによって、CSR情報の持つ意味が変わるからである。

そこで、CSR情報の比較可能性を確保するために、報告主体が事業展開する業界や地域の中で、そのCSRマネジメントと取組成果がどのレベルなのかを相対的に位置付けなければならない。そのためには、適切なベンチマークを開示することが必要になる。

例えば、地域別の労働力分布や性別・人種別の管理職比率は、このような限界に対して一定の補正効果を持つベンチマークである。下記の事例では、日本、米国、欧州における女性社員比率及び女性管理職比率を要約しているが、事業所所在地域の制度・文化等の違いにより女性社員比率や女性管理職比率が異なるために、その

ままでは各地域の実績値を単純比較することが困難になっている。そこで、地域の公的機関等が公表するベンチマークデータを併記することによって、自社の取り組みレベルを理解しやすくしている。

図表6－2 地域別ベンチマーク指標を掲載した例

地域別女性社員、女性管理職比率 ^{*3}					
ソニーグループ（日本）					
	04	05	06	07	ベンチ マーク
女性社員比率	30.0%	29.0%	25.6%	24.8%	24.7%
女性管理職比率	2.9%	3.1%	2.9%	3.1%	3.5%
ー平成18年度 厚生労働賞賃金構造基本統計調査をもとに、従業員数1,000名以上の企業を対象として算出。管理職は部長、課長の合計で計算。					
ソニーグループ（米国）					
	04	05	06	07	ベンチ マーク
女性社員比率	37.8%	38.0%	38.6%	37.8%	47.6%
女性管理職比率	32.7%	32.5%	31.4%	31.6%	35.5%
ーEEOC（米国雇用機会均等委員会）統計2006					
ソニーグループ（欧州）					
	04	05	06	07	ベンチ マーク
女性社員比率	36.0%	38.0%	39.3%	40.3%	33.4%
女性管理職比率	15.3%	17.0%	17.4%	17.2%	25.0%
ーソニーグループ（欧州）のエレクトロニクスビジネス ーHR指標ベンチマーク2007 欧州人的資源有効性レポート、サラトガ/プライスウォーターハウスクーパース ^{*3} 各グループ会社から提出されたデータに基づく集計。日本、欧州は各年度3月31日。米国は各年の7月31日現在。なお、グループ会社での法人間で管理職の定義が異なる場合があります。					
（出典：ソニー「CSRレポート2008」p.37）					

この事例のように、適切なベンチマークが情報利用者の判断形成にとって不可欠なCSR情報の場合、ベンチマークは当然のことながら報告主体が自主的に開示すべきである。しかし、その選択に恣意性が入らないように、基本的なCSR情報については、公的機関やガイドラインが業種・所在国・地域等の違いを反映できるベンチマークを指定する必要がある。

(5) CSR情報の信頼性確保

目下のところCSR情報は企業が自主開示する情報なので、その信頼性の担保は比較可能性を確保する上で最も基礎的で不可欠な条件である。いくら「開示項目」、

「開示範囲」、「算定方法」、「開示方法」が形式的に標準化されていたとしても、開示情報の信頼性が確保されていなければ適切な比較はできないからである。

情報の信頼性を担保する手段に第三者審査があるが、第三者審査は法令等で受審が強制されているわけではない。また、CSR情報の生成プロセスには、財務情報のような内部統制が整備されていない場合も多い。

こうした状況では、年間を通して系統的な目標管理の対象でないCSRデータの中に、信頼性を担保できないものが発生することを避けられない。

常時何らかの目標管理対象とされていないデータが年に1回だけCSR報告書用に集計されるような場合、CSR担当部門からの要請を受けた関連部門の担当者が、膨大な書類から必要なデータを集計し、上司等のチェックを受けずに、報告することがある。このような場合、あらかじめ集計ルールが確立されていなければ、集計範囲、集計方法の継続性や集計精度は担当者の技量に委ねられることになる。このデータが何の信頼性検証も受けずにCSR報告書で開示されるとすれば、信頼性のレベルに企業間でバラツキが発生することは避けられず、利害関係者の意思決定にも少なからず影響が及ぶ。

このような限界に対しては、報告主体は、CSR情報の認識、測定、報告に係る内部統制の整備が必要である。また、情報利用者は、CSR情報の信頼性に関して情報提供の要請を強めなければならない。2010年のCDP質問票では、外部検証・保証を受けている割合に関する質問があり、検証・保証書類の提出が求められている。これも情報利用者からの情報の信頼性に関する情報提供要請例といえよう。

(6) 比較可能性の限界

情報利用者は、CSR情報の利用に当たって、前章及び本章で指摘したような比較可能性の阻害要因や限界の存在を認識しているだろうか。個々のCSR情報の背景にある事情や考え方を考慮することなく、単純に開示情報を比較することで、誤った判断を下してはいないだろうか。情報利用者は、比較可能性の限界について理解しないまま開示情報を単純比較することがないよう留意する必要がある。

こうした例として、過去に企業の環境会計数値が新聞に掲載された時に、単純に黒字額、赤字額と掲載された金額を見て、それで環境活動の良否を判断できるかのように誤解した情報利用者が見受けられたことが挙げられる。

比較可能性には限界があることや、この限界を克服する上で何をすべきかについて、報告ガイドライン等で指針提供することが必要と考える。

こうした指針の提供により、報告主体における情報開示の工夫や、情報利用者における適切な情報利用が促進され、CSR情報が有益な情報として活用されることになるのではないだろうか。

おわりに

CSR報告書の開示実務が発展する一方で、CSR報告書には一般に公正妥当と認められる作成基準が確立されていない。そのため、開示形態や開示状況は報告主体ごとに多様であり、比較可能性は必ずしも十分な水準にない。こうした現状を打開するために、本研究報告では、CSR情報の比較可能性を阻害する構造的要因の解明と事例による現状分析を行った。また、問題点の改善に向けた考察もした。

こうしたテーマを本研究報告で取り上げた理由は、CSR報告が実務的には定着し始めたにもかかわらず、理論的・制度的には未だに成熟していないからである。CSR報告の置かれた現況を商品ライフサイクルで表現すれば、気候変動情報のように成熟期に迫る勢いで実務が発展しているCSR情報もあるが、全体としては導入期を終えて成長期に入った段階に過ぎない。

CSR情報の開示実務が更に成長し成熟していく中で、報告ガイドラインの新設又は改訂やCSR情報の制度開示の議論が進んでいくであろう。そのときには、財務報告やCSR報告書の作成支援業務やその保証業務等で培った知見に基づき検討を行った本研究報告の考察が活用されることを期待する。さらに、近い将来、CSR報告書が社会的に普及し、情報の比較可能性を高めるために信頼性の確保が常に求められるような時代が到来した場合は、保証業務の実施者として、その専門的能力を十分に発揮しなければならないと考えている。

以 上